

小規模契約希望者登録申請の手引き

【一般的事項】

- 1 この制度は、入札参加資格審査の申請をしていない方を対象として、安中市が発注する「少額で内容が軽易な契約」の希望者を登録し、地元事業者の受注機会を拡大することを目的としています。ただし、必ずしも指名や契約を約束するものではありません。

(1) 登録できる方

安中市内に本社・本店など主たる事業所を有する方

- ・ 個人、法人を問いません。
- ・ 建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

(2) 登録できない方

- ・ 市税を滞納している方
- ・ 希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない方（建設業許可を除く）
- ・ 精神の機能の障害により小規模工事等の契約を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない方
- ・ その他、公共発注の相手方として不適当と認められる方

※入札参加資格審査の申請をした業種等での重複申請はできません。

2 申請・受付

(1) 申請先 安中市役所 財政課 契約検査係

- (2) 申請期間
- ① 定期申請
令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで
（土・日・祝日を除く）
 - ② 随時申請
令和8年4月1日（水）から令和9年9月30日（木）まで
（土・日・祝日を除く）

(3) 申請方法 持参

- (4) 提出書類
- ① 小規模契約希望者登録申請書（申請書付属書類を含む）
 - ② 未納税額のないことの証明書（税務課で発行：有料）
※法人登録している場合は会社名義のもの
 - ③ 契約を希望する業種に必要な資格・免許等の写し
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書

3 結果の通知

必要書類を提出して審査に合格された方については、この制度による登録者となりますので、改めて通知等はいりません。ただし、登録後に安中市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

4 登録の有効期間

- (1) 定期申請 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
有効期間終了後は2年ごとに登録申請が必要です。
- (2) 随時申請 申請した日の属する月の翌月1日から令和10年3月31日まで

5 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者等の変更があったときは、速やかに小規模契約希望者登録事項変更届を提出してください。

【申請書の書き方】

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは、自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人の場合は事業主（経営者）を記入してください。

4 印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、実印でなくても構いませんが、ゴム等の変形しやすいものは認められません。

5 連絡先

電話番号及びFAX番号は必ず記入してください。e-mailの記入は任意です。

6 登録申請業種

特に内容の制限はありません。希望業種欄に○印を付けてください。詳細は、続紙の受注を希望する種類・分類などのチェック欄に○印をつけて申請書に添付してください。尚、発注にあたって法的な許可・免許・登録を要する場合がありますので、許可等を受けている場合はその写しを添付してください。

7 提出書類

提出書類	備考
小規模契約希望者登録申請書	
申請書付属書類	続紙1（建設工事、測量・建設コンサルタント） 続紙2～5（物品・役務）
許認可・資格等の写し	許認可等を必要とする業務（建設業を除く。）
未納税額のないことの証明書	税務課が発行した原本を提出すること。（有料） 法人登録している場合は会社名義のもの
暴力団排除に関する誓約書	

備考 物品の販売等において特約代理店となっている場合は、特約店・代理店関係調書（続紙5の末尾）に記入してください。

【連絡先】 安中市役所 財政課 契約検査係
電話 027-382-1111（代）内線 1091・1092

【契約に関する事項】

1 発注の方法

原則として複数の事業者から見積書を徴取し、価格競争により契約相手を決定します。また、見積書の提出を辞退することは自由であり、辞退したことによる不利益はありません。

2 契約の方法

契約相手となった場合は、発注課等の指示に従って原則として書面（請書又は契約書）により契約します。ただし、安中市契約規則第20条により省略できる場合もあります。

3 契約の履行

契約の履行は、安中市契約規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。なお、受注した契約は原則として自ら履行しなければなりませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法又はその他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開します。